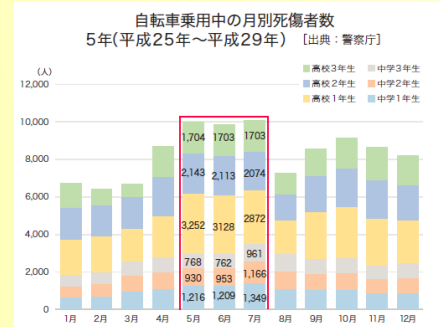


5月16日(火)は、1年生を対象に「交通安全教室」が行われます。1年生のみならず、祖父江中学校の生徒全員に、交通安全に対する意識を高めてもらうために、今回の生徒指導通信では、自転車の交通安全に関する内容を取り上げます。

## 「新生活が始まる4月」より「慣れてくる5月以降」に注意

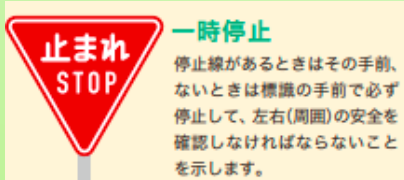
このタイトルを見て、何を感じましたか？

右のグラフの中高生の死傷者数を月別に見てみると、新生活が始まる4月よりも、5月・6月・7月の死傷者が増加していることがわかります。その増加数は高校1年生と中学1年生に特に多く見られることから、通学路に慣れ始めることで注意力が下がってくることが考えられます。まさに、今の時期ですね。安全な運転を心がけて、自転車に乗りましょう。



## 覚えておきたい道路標識

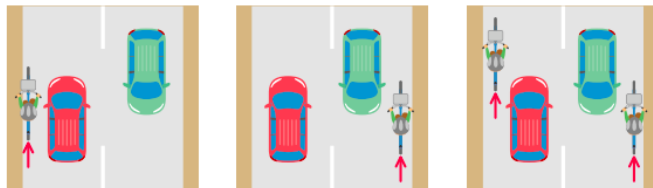
中学生にとっては馴染みの薄い道路標識かもしれませんが、道路交通法で「自転車は自動車の仲間である軽車両」ですので、自動車と同じように標識・標示に従う義務があります。ここでは、自転車を運転する人が特に注意しなければならないものを紹介します。(ただし、標識の下に「自転車を除く」「軽車両を除く」などの補助標識がある場合は、自転車は標識の規制対象から外れます。)



## 自転車交通ルールクイズ！

**Q.1** 道路交通法で自転車は「軽車両」とされているので、クルマと同じように車道を通ることが原則として決まっていますが、車道のどこを通ればよいでしょうか？

- ①車道の左側      ②車道の右側      ③車道であれば左右どちらでもよい



**Q.2** 一時停止の標識のある交差点を通行する正しい方法はどれでしょうか？

- ① 停止線では止まらず、左右の安全を確認せずに通行。  
② 停止線では止まらないが、少しスピードを落として、左右の安全を確認してから通行。  
③ 停止線で完全に停止してからゆっくりと前進し、左右の安全を確認してから通行。



答えは、教室掲示用の裏にあります。

A.1

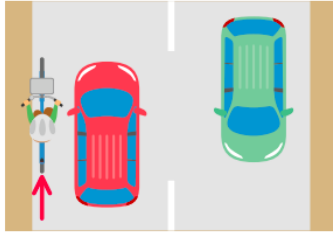
正解

1



### 正しい自転車ルール

自転車は歩道と車道の区別のあるところでは車道の左側を通行するのが原則です。

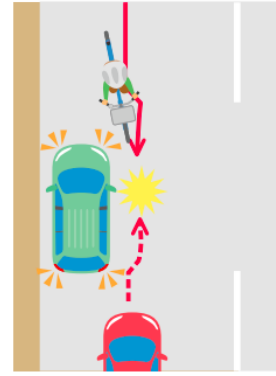


### ルールを守らず車道の右側を通行すると・・・

クルマと正面衝突する危険性があります。右側通行は絶対にやめましょう。

違反した場合

3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



A.2

正解

3



### 正しい自転車ルール

一時停止の標識は、自転車もクルマの仲間であることから、必ず従わなければなりません。停止線で完全に停止してからゆっくりと前進し、左右の安全を確認してから通行しましょう。

また、一時停止の標識がない交差点や狭い道路から広い道路へ出る場合なども徐行をして、十分に安全を確認してから通行するようにしましょう。



### ルールを守らず一時停止しないと・・・

一時停止をせずに飛び出すと、左右から来るクルマ・自転車・歩行者などと衝突する危険があります。

違反した場合 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金